

大警本日帝國政府

篇

內務省訓第一〇四七號

事務官

非常

特別執官

右訓令ス

昭和十六年十二月十日

内務大臣

東

條

英

機

印

藝文

保

局

程

左

通

△

七月四日書張日之函件

生紅子回光

新上野園遊地開闢一八二〇年

11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525
 526
 527
 528
 529
 530
 531
 532
 533

1920

24

11

16

32

11

三

RECEIVED

1997

44

四
 三
 二
 一
 0
 0
 0
 0
 0
 0

非常無別執務規程

第一條 戰時事態に、他非常の場合に於て必要とリト認めルべきハ

本規程ニ依リ非常特別執務ヲ實施スルモノトス

第二條 內務次官ハ非常特別執務ヲ統轄シ其ノ開始又ハ終止ヲ命令

ス

前項ノ命令人其ノ全部又ハ一部ニ付之ヲ發スルコトヲ得

第三條 非常特別執務ヲ實施スル爲平常時ノ執務組織ノ外ニ臨時ニ

左ノ非常特別組織ヲ置ク

織 和

鹿 移 部

二
防
衛
部

四
治
安
部

五
防
空
部

六
十
木
部

第四條 總務、神祇院、副總裁、各局長及大臣官房、課長ヲ以テ之ニ充

ツ

總務ハ非常特別執務上特ニ必要ナル措置ニ關シ内務次官ヲ輔佐ス
總務中特ニ命ゼラレタル者ハ常任總務トシテ勤務ス

第五條 庶務部ハ地方局長ヲ以テ部長トス

庶務部ハ本省內及本省ト地方廳又ハ他廳トノ間ニ於ケル連絡幹旋
ニ關スル事務ヲ掌ル但シ專ラ他部ニ於テ直接連絡幹旋スル事項ヲ
除ク

前項ノ外庶務部ハ他部ノ所管ニ屬セザル事項ヲ處理ス

第六條 防衛部ハ會計課長ヲ以テ部長トス

防衛部ハ内務省ニ於ケル防空ノ實施其ノ他廳中警備ニ關スル事務
ヲ掌ル

第七條 治安部ハ警保局長ヲ以テ部長トス

治安部ハ國內治安維持ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 防空部ハ防空局長ヲ以テ部長トス

防空部ハ國民防空ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 土木部ハ國土局長ヲ以テ部長トス
土木ニ關スル應急措置ヲ掌ル

第十條 總務附及各部ノ部員ハ省員中ヨリ内務次官之ヲ命ズ

第十一條 非常特別執務ノ一部ノ發令アリタルトキハ第三條ノ非常特別組織ハ當該事務ニ關係アルモノノミヲ置クモノトス

第十二條 非常特別執務ノ爲必要アルトキ又ハ廳舎ノ全部又ハ一部ヲ使用スルコトヲ得ザル場合ニ於テハ内務省臨時事務所ヲ定ム

第十三條 本規程ノ外非常特別組織ノ各部ノ執務ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

大日本帝國政府

寫

內務省訓第一〇四八號

警保局

庶務部執行規程左ノ通定ム
右訓令ス

昭和十六年十二月十日

內務大臣 東條英機 閣

大日本帝國憲法

明治十六年十二月十日

法律第二十號

勅令第二十號

內閣府、外務省、文部省、農商務省、海軍省、陸軍省、司法省、大藏省、逓信省、學務省、農商務省、海軍省、陸軍省、司法省、大藏省、逓信省、學務省

庶務部執務規程

第一條 非常特別執務規程ニ依ル庶務部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 庶務部ニ參謀並ニ庶務、北部、關東、中部、近畿、西部、九州ノ七班ヲ置キ其ノ編成ヲ左ノ通り定ム但シ庶務部長必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一 參謀

參謀ハ地方局各課長及監査官ヲ以テ之ニ充ツ
參謀ノ内勅任監査官タル者ヲ以テ主任參謀トス
參謀ニ參謀附ヲ置キ部員中ヨリ庶務部長之ヲ命ズ

二 各班

地方局各課長及監査官ヲ以テ之ニ充ツ
班ニ班員ヲ置キ部員中ヨリ庶務部長之ヲ命ズ
第三條 參謀ハ部務ノ大綱其ノ他重要ノ事項ニ關シ庶務部長ヲ輔佐ス

班長ハ庶務部長ノ命ヲ承ケ班員ヲ指揮監督シ其ノ班ニ關スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ト認ムル事項ニ付テハ之ヲ專決スルコトヲ得
參謀附及班員ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第四條 參謀及各班ノ事務分掌左ノ如シ

一 參謀

(イ) 事務ノ大綱ニ關スル事項

(ロ) 各班業務ノ連絡統制ニ關スル事項

二 庶務班

(イ) 廳内各部及各局課並ニ廳外諸官廳等トノ連絡ニ關スル事項

但シ他ノ班ノ直接連絡スルモノヲ除ク

(ロ) 廳内外及地方各機關トノ連絡方法調査ニ關スル事項

(ハ) 文書ノ受發及記録ニ關スル事項

(ニ) 經理ニ關スル事項

(ホ) 事務處理上必要ナル中央情報ノ蒐集ニ關スル事項

(ニ) 各班ニ於テ蒐集ナル情報ノ整理配付及發表ニ關スル事項

(ト) 他班ノ管掌ニ關セザル事項

三 各班ハ庶務班ヲ除ク

(イ) 中央ノ指令等ヲ各擔任區域内地方機關ニ傳達スルコトニ關スル事項

(ロ) 各擔任區域内地方機關ノ要望ヲ廳内各部及各局課並ニ廳外諸官廳等ニ連絡、轉送スルコトニ關スル事項

(ハ) 事務處理上必要ナル地方情報ノ蒐集ニ關スル事項

第五條 前條第三號ノ各班ノ擔任區域左ノ如シ

一 北部班 北海道、青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣

二 關東班 茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、山梨縣

三 中部班 岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、長野縣

四 近畿班 滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌

大日本帝國政府

寫

內務省訓第一〇四九號

通批

治安部執務規程左ノ通定ム
右訓令ス

昭和十六年十二月十日

內務大臣 東 條 英 機 團

五 西部班

山縣

島根縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣

六 九州班

福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣

第六條

主任參謀及各班長ハ執務日誌ヲ備ヘ參謀及班ノ活動狀況ヲ

記錄シ置クベシ

第七條

前各條ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ庶務部長之ヲ定ム

大日本帝國憲法

明治十六年十二月十日

第一章 總則

第一條

日本は主權を國民に在りて、其の形式は議會に在ることを以て、

治安部執務規程案

第一章 總則

第一條 治安部非常特別執務規程ニ依ル治安部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 非常警備規程ニ依ル非常警備ノ實施アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ警保局長ハ内務大臣ノ命ヲ奉ケテ本規程ノ全部又ハ一部ヲ實施スルコトアルベシ

第三條 警保局長ハ第四條ノ規定ニ依リ班長タルベキ課長ヲシテ班ノ事務ニ付豫メ各其ノ計畫ヲ樹立セシメ督クベシ
保局長ハ前項ノ計畫ニ基キ必要ナル訓練ヲ行フベシ

第二章 非常執務組織

(附別)

第四條 治安部ハ參謀並ニ庶務、警備、治安、外事、檢閲、經濟ノ
六班ヲ以テ構成ス其ノ編成左ノ如シ但シ治安部長必更アリト認ム
ルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一 參謀

警保局課長ヲ以テ參謀トシ警保局勤務ノ内務事務官、内務理
官、書記室員及警保局長ノ指定シタル局員ヲ以テ參謀附トス

二 庶務班

警保局警務課長ヲ以テ班長トシ警務課員及各課室庶務係員ヲ以
テ班員トス

三 警備班

警保局警備課長ヲ以テ班長トシ警備課員ヲ以テ班員トス

四 治安班

警保局保安課長ヲ以テ班長トシ保安課員ヲ以テ班員トス

五 外事班

警保局外事課長ヲ以テ班長トシ外事課員ヲ以テ班員トス

六 検閲班

警保局検閲課長ヲ以テ班長トシ検閲課員ヲ以テ班員トス

七 經濟班

警保局經濟保安課長ヲ以テ班長トシ經濟保安課員ヲ以テ班員トス

第五條

參謀ハ當該事態ニ對スル措置ノ大綱ニ關シ治安部長ヲ輔佐ス
班長ハ治安部長ノ命ヲ承ケ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急
ト認メタル事項ニ付テハ之ヲ專決スルコトヲ得

參謀附ハ警務課長タル參謀、班員ハ班長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第六條

參謀及班ノ事務分掌左ノ如シ

一 參謀

- (イ) 當該事態ニ對スル措置ノ大綱ニ關スル事項
- (ロ) 各班活動ノ連絡統制ニ關スル事項
- (ハ) 各班情報ノ統一整理、其ノ配布及發表ニ關スル事項
- (ニ) 文書ノ受發ニ關スル事項

二 庶務班

- (イ) 部員ノ非常召集、勤務及規律ニ關スル事項
- (ロ) 執務場所、執務用品、宿舍、食料、寝具、自動車、其ノ他
物資ノ調達及配給ニ關スル事項

(ハ) 會計經理ニ關スル事項

(ニ) 警察通信ノ施設及保全ニ關スル事項

(ホ) 記録ニ關スル事項

(ヘ) 他班ノ管掌ニ關セザル事項

三 警備班

(イ) 警戒警備ニ關スル事項

- (ロ) 被害ノ防遏及其ノ狀況ノ調査ニ關スル事項
- (ハ) 銃砲火藥類戎器等危險物件ノ取締、交通ノ取締、避難ノ統制、罹災者ニ對スル應急救護其ノ他事態收拾及公安保持ノ爲ニスル行政警察ニ關スル事項

四 治安班

(ニ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

- (イ) 各種不穩策動ノ取締ニ關スル事項
- (ロ) 流言蜚語ノ取締其ノ他人心ノ安定ニ關スル事項
- (ハ) 其ノ他治安警察ニ關スル事項
- (ニ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

五 外 務 班

- (イ) 謀報及謀略活動ノ取締ニ關スル事項
- (ロ) 其ノ他外務警察ニ關スル事項
- (ハ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

六 檢 閱 班

- (イ) 新聞紙及出版物ノ檢閲取締ニ關スル事項
- (ロ) 映畫ノ檢閲取締ニ關スル事項
- (ハ) 其ノ他言論ノ統制ニ關スル事項
- (ニ) 前各號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

七 經 濟 班

- (イ) 經濟警察ニ關スル事項

(2) 前號ニ關スル情報ノ蒐集ニ關スル事項

第三章 非常召集及召集

第七條 部員ハ非常事態ノ發生シタルコトヲ感知シタルトキハ速ニ召集スベキモノトス

第八條 治安部長必稟アリト認ムルトキハ部員ニ對シ非常召集命令ヲ發ス

第九條 非常召集命令ハ庶務班員及治安部長ノ指定シタル部員庶務班長ノ指揮ヲ受ケ電話、電報、急使其ノ他機宜ノ方法ニ依リ最モ迅速ニ令達スベシ

前項ノ令達ハ必稟アリト認ムルトキハ警察電話ヲ以テ第十條ニ掲グル巡查派出所又ハ巡查駐在所ヲ經テ之ヲ爲スベシ

第十條 部員非常召集ノ令達ヲ受ケタルトキハ即時所屬班又ハ特

ニ指定スル場所ニ應召スベシ

應召員前項ノ場所ニ到着シタルトキハ參謀附ハ警務課長タル參

謀、班員ハ班長ニ就キ其ノ指揮ヲ承クベシ

第十一條 部員ハ非常召集ニ際シ直ニ應召シ得ル爲豫メ住所、電

話番號、所轄警察署及巡查派出所又ハ巡查駐在所、令達方法等

ヲ所屬課長又ハ室主任ニ届出ツベシ之ニ變更アリタルトキ亦同

シ

第十二條 課長及室主任ハ別記様式ニ依リ所屬員ノ住所簿ヲ作製

シ之ヲ保管スベシ

警務課及警察電話室ニハ前項ニ規定スル住所簿ノ副本ヲ備付ク

ニシ

第十三條 警保局長ハ豫メ警視總監又ハ地方長官ニ對シ其ノ管内

ニ居住スル局員ニ付前條ニ定ムル住所簿ノ寫ヲ送付シ第九條第

二項ニ定ムル非常召集命令ノ令達ヲ委囑シ置クベシ

第四章 雜 則

第十四條 警務課長タル參謀及班長ハ執務日誌ヲ備ヘ參謀又ハ班

ノ活動狀況ヲ詳細ニ記錄シ置クベシ

第十五條 部員非常執務ニ從基スルトキハ左胸部ニ徽章ヲ附シ

證票ヲ携帯スルモノトス徽章及證票ノ形狀ハ附圖ニ依ル

附 則

昭和十一年七月十五日內務省訓第六六七號內務省警保局非常執務

規程ハ之ヲ廢止ス

別記様式

警 保 局 員 住 所 簿					
課 室	官 職	住 所	電 話	巡査所又ハ巡査駐在所	時 令 方 達 別
	氏 名 ※	※		※	
住 所 地 附 近 略 圖					

備考

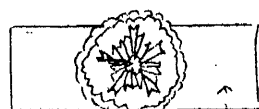
- 一 ※印ヲ附シタル欄ニハ假名ヲ附スルコト
- 二 電話欄ニハ自宅ニ備ヘタル公衆電話番号ヲ記シ尚警署電話ノ
備アルトキ其ノ番号ヲ記シ「警署電」ト附記スルコト
- 三 特別令達方法欄ニハ自宅電話及巡査派出所又ハ巡査駐在所ノ
呼出ニ依ル以外ノ方法ヲ記載スルコト例ヘバ何某(假名ヲ附スル
コト)方電話(呼出ニ依ル等ノ如シ)
- 四 住所地図近路圖ハ驛ハ重要邊境等特ニ目標ナルモノヲ記
入シ明確詳細ニ記載スルコト

附圖

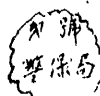
證票

内務省 内務省		第
	内務省警保局直之證	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

徽章



表面



裏面

凡例(リボ二)
参考附
赤色
青色
白色
紫色
黄色
緑色
茶色
紺色
黒色
銀色
銅色
金色
白銅色
黒銅色
銀白色
銅白色
金白色
白銅白色
黒銅白色
銀白色
銅白色
金白色
白銅白色
黒銅白色

大日本帝國政府

寫

極秘

內務省訓第一〇五〇號

警保局

防空部執務規程左ノ通定ム

右訓令ス

昭和十六年十二月十日

內務大臣 東條英機 印

大日本帝國通則

昭和十六年十二月十日

陸海軍大臣

中

陸

海

陸

海

陸海軍大臣

陸海軍大臣

中

陸

海

陸

海

陸海軍大臣

防空部執務規程

第一條 非常特別執務規程ニ依ル防空部ノ執務ハ本規程ノ定ムル所

ニ依ル

第二條 防空部ニ參謀並ニ庶務、業務、整備、施設ノ調査ノ五班及

警防室ヲ置キ其ノ編成ヲ左ノ通定ム但シ防空部長必要アリト認
ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一、參謀

防空局各課長及防空研究所長ヲ以テ之ニ充ツ

二、庶務班

防空局企劃課長ヲ以テ班長トシ防空局書記室員及防空部長ノ
命シタ者ヲ以テ班員トス

三、業務班

防空局業務課長ヲ以テ班長トシ防空部長ノ命ジタル者ヲ以テ班員トス

四 整備班

防空局整備課長ヲ以テ班長トシ防空部長ノ命ジタル者ヲ以テ班員トス

五 施設班

防空局施設課長ヲ以テ班長トシ防空部長ノ命ジタル者ヲ以テ班員トス

六 調査班

防空研究所長ヲ以テ班長トシ防空研究所員及防空部長ノ命ジタル者ヲ以テ班員トス

七 警防室

防空局業務課長ヲ以テ主任トシ防空部長ノ命ジタル者ヲ以テ警

防室員トス

第三條 參謀ハ當該事態ニ對スル措置ノ大綱ニ關シ防室部長ヲ補佐

ス

多

班長ハ防室部長ノ命ヲ承ケ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ト認メタル事項ニ付テハ專決スルコトヲ得

防室主任ハ防室部長ノ命ヲ受ケ治安部防室主任ト協力シ其ノ室ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ト認メタル事項ニ付テハ專決スルコトヲ得

第四條 參謀、班及防室ノ事務分掌左ノ如シ

一、參 謀

(イ) 當該事態ニ對スル措置ノ大綱ニ關スル事項

(ロ) 各班活動ノ連絡統制ニ關スル事項

二、庶務班

(1) 文書ノ受發ニ關スル事項

(2) 經理ニ關スル事項

(3) 他班ノ管掌ニ屬セザル事項

馬業務班

各種防空業務ノ指導ニ關スル事項

四整備班

(1) 防空用設備資材ノ整備及配給ニ關スル事項

(2) 應急復舊資材ノ整備及配給ニ關スル事項

五施設班

(1) 防護裝、防彈ニ關スル事項

(2) 應急復舊ニ關スル事項

六調査班

防空ニ關スル各種調査ニ關スル事項

七 警防室

防空ニ關スル各種情報ノ蒐集、整理、配布、連絡及發表並ニ措置命令ノ連絡ニ關スル事項

第五條 各班長及警防室主任ハ執務日誌ヲ備ヘ班又ハ警防室ノ活動狀況ヲ記録シ置クベシ

第六條 防空部員ハ左腕ニ腕章ヲ付スルモノトス

第七條 前各條ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ防空部長之ヲ定ム

大日本帝國政府

寫

極秘

內務省訓第一〇五一號

警保局

土木部執務規程左ノ通定ム

右訓令ス

昭和十六年十二月十日

內務大臣 東條英機 印

藏

35

湘 味 十 六 年 十 月 十 日

还附合又

木
路
野
登
里
三
一
三

卷之四

第一條 非常特別執務規程ニ依ル土木部ハ執務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 土木部ニ部附、參謀並ニ總務、會計、資材、工作、指導ノ班ヲ置キ其ノ編成ヲ左ノ通定ム但シ土木部要必無アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

一部附

内務技監ヲ以テ之ニ充ツ

二 參謀

國土局各課長ヲ以テ之ニ充ツ

三 總務班

國土局總務課長ヲ以テ班長トシ、鐵道、礦業、河川、道路、港灣各課ノ豫算係書記室員及土木部屬タル者ヲ以テ班員トス。

四 情報班

国土局計費課長ヲ以テ班長トシ計費、河川、道路、港湾各課ノ所屬事務係及土木部長ノ命ジタル者ヲ以テ班員トス

五 資材班

国土局河川課長ヲ以テ班長トシ總務課ノ資材係及土木部長ノ命ジタル者ヲ以テ班員トス

六 工作班

国土局港湾課長ヲ以テ班長トシ計費、河川、道路、港湾各課ノ直轄工事係及土木部長ノ命ジタル者ヲ以テ班員トス

七 指導班

国土局道路課長ヲ以テ班長トシ計費、河川、道路、港湾各課ノ補助工事係及土木部長ノ命ジタル者ヲ以テ班員トス

第三條

部附ハ權限ナル事務ニ關シ土木部長ヲ輔佐ス
參謀ハ事務ノ大綱ニ關シ土木部長ヲ輔佐ス

班長ハ土木部長ノ命ヲ受ケ班員ヲ指揮監督シ其ノ班ニ屬スル事務ヲ掌理ス但シ緊急ナル事項ニ付テハ之ヲ專決スルコトヲ得
班員ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス

第四條 各班ノ事務分掌左ノ如シ

一 總務班

- (イ) 他部トノ連絡ニ關スル事項
- (ロ) 各班業務ノ連絡統制ニ關スル事項
- (ハ) 當該非常事態ニ即應スル土木豫算ニ關スル事項
- (ニ) 他班ノ事務ニ關セザル事項

二 情報班

- (イ) 河川、道路、港湾、水道等ノ維持修繕ニ必要ナル情報蒐集ニ關スル事項

- (ロ) 參謀及各班ニ對スル情報傳達ニ關スル事項

三 資材班

- (イ) 當該非常事態ニ即應スル土木用物資ノ配給ノ調整ニ關スル事項

項

(四) 非常土木事業ノ遂行ニ必要ナル新規土木材料等ノ獲得ニ關スル事項

四 工作班

(イ) 内務省ノ工事ニ係ル河川、道路、港湾等ノ防護工事ニ關スル事項

(ロ) 内務省ノ工事ニ係ル河川、道路、港湾等ノ復舊工事ニ關スル事項

五 指導班

(イ) 公共團體其ノ他ノ工事ニ係ル河川、道路、港湾、水道等ノ防護工事指導ニ關スル事項

(ロ) 公共團體其ノ他ノ工事ニ係ル河川、道路、港湾、水道等ノ復舊工事ノ指導ニ關スル事項

第五條 各班長ハ執務日誌ヲ備ヘ其班ノ活動状況ヲ記錄シ置クベシ
第六條 前條ノ外必要ナル事項ハ土木部長之ヲ定ム